

令和2年4月17日

東京SR経営労務センター
社会保険労務士会員各位

東京SR経営労務センター
会長 川崎 秀明

事務局の電話対応時間の暫定的取扱等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターの事務局におきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを極力低下させる取り組みといたしまして、会員の皆さまのご協力を得ながら、本来は受付窓口で対応すべき提出書類を含め、すべて郵送による受付とするなどの措置を講じており、こういった状況の中で、会員の皆さまには、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」（賃等報告）を含む労働保険年度更新関係書類の事務局への提出期限を令和2年4月24日までとお願いしているところです。

この提出期限は、労働保険料の確定申告と概算保険料の政府への納付期限が、7月10日に設定されていることから、そこから遡った各種事務処理等に要する時間（期間）を勘案し、例年同時期に設定させていただいております。

新型コロナウイルスの感染防止対策の一環で、国税が申告時期を延長している状況にあつて、労働保険料の納付期限（7月10日）につきましては、未だに延長等の措置が採られていないことから、本日、厚生労働省東京労働局長に対して、この納付期限の延長を求める旨の「要望書」を提出するとともに、全国労働保険事務組合連合会東京支部の会長あてに、この取り扱いの早期実施に向けた援助等に関して、協力依頼を行いました。

この労働保険料の納付期限の延長は、早晚実施されるものと信じて、日々業務にあたっておりますが、それが実現されるまでは、現状のスケジュールに基づき、事務作業を進めざるを得ない状況でありますので、会員の皆さまのご理解をお願い申し上げます。

なお、前述のとおり、現在、事務局においては、郵送による届出書類が膨大な量となっており、日中は、その処理に追われているものであり、電話による問い合わせへの対応もままならない状況となっております。

そこで、会員の皆さまへのサービスを極力低下させないことを基本として、当面の措置として、事務局における電話による対応時間を以下のとおりとさせていただきますので、ご承知いただくとともに、ご協力をお願い申し上げます。

<東京SR経営労務センター・電話対応時間>

- ・開始日：令和2年4月20日（月）から
 - ・対応時間：10時～15時 昼休時間帯（12時～13時）を除く
- ※上記以外の時間帯は、留守番電話対応となります。